

日本結核病学会役員選挙施行細則

[平成17年5月14日一部改正]

第1章 通 則

第1条 本会の役員を選任は、会則の規定のほか、この細則の定めるところによって行う。

第2章 定 数

第2条 各支部に割り当てられる理事及び評議員の定数は、改選のつど理事会で決定する。

第3条 各支部とも同一機関から定数の半数以上の理事を選出してはならない。

2. 評議員の選任は、選挙によるもののほか、定数の一部は推薦によることができる。
3. 推薦による評議員の数は、評議員定数のおおむね10%とし、支部の推薦を受け理事会が決定する。

第3章 選挙管理委員会

第4条 評議員の選挙事務を管理するため、選挙のつど各支部に選挙管理委員会を設ける。

第5条 前条の選挙管理委員会は、委員4人をもって組織する。

2. 選挙管理委員は1所属1名とする。
3. 選挙管理委員長は、支部長とする。
4. 残る3人の委員は、支部長がその支部の正会員で本細則第6条の要件を満たしている者の中から委嘱する。

第4章 選挙権及び被選挙権

第6条 評議員の選挙資格を有する者（以下選挙権者という）は、選挙が行われる直近の8月31日において会費を完納している正会員並びに功労会員とする。

第7条 評議員の被選挙資格を有する者（以下被選挙権者という）は、選挙が行われる直近の8月31日において通算5年以上正会員であって、会費を完納している者とする。但し、評議員選挙が実施される翌年の3月31日までに満65歳になるものは、被選挙権を失う。

第8条 選挙権者並びに被選挙権者の所属する支部は、選挙の直近の8月31日における主たる勤務地によって定める。ただし、会員の居住地が別の支部に属するときは、本人の申告がある場合居住地による。また現に勤務していない者は居住地による。

第9条 評議員が自分の所属する支部を変更した場合にはその任期中新しい支部の評議員とする。

2. 所属の変更によって評議員数が定数よりも減少した支部は、前項の任期中、その補充を行わない。

第5章 評議員の選挙、開票、当選者の決定

第10条 理事長は、細則第6条及び第7条に定める評議員選挙権者及び評議員被選挙権者の名簿を支部ごとに作成し、各支部の選挙管理委員会の住所、選挙すべき評議員の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する支部の選挙管理委員会並びに正会員に送付する。

第11条 各支部の正会員は、前条の名簿の登録に関して不服あ

るときは、文書で理事長に異議を申し出ることができる。

2. 理事長は、前項の異議の申し出を受けたときは、遅滞なくその異議の申し出が正当であるか否かを決定し、適切に処理しなければならない。

第12条 評議員の選挙は、各支部ごとに評議員被選挙権者名簿に基づき、その中から無記名投票により行う。

第13条 投票は郵送によるものとし、所属する支部の選挙管理委員会へ送付する。

第14条 開票は、各支部の選挙管理委員会がこれを行う。

第15条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 選挙による評議員の定数以上の数の氏名を記載したもの
- (3) 投票締切日までに到着しなかったもの。ただし、投票締切日の消印のある投票は有効とする。
2. 前項各号のほか、投票の有効無効は、各支部においてその基準を定める。

第16条 評議員選挙の当選者は、その支部の有効投票の得票数の多い者から順に選び、選挙による評議員数の定数に達するまでの者とする。

2. 当選最下位の得票数の等しい者が2名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。
3. 選挙管理委員会は、評議員の当選が決定したときは、これを、本人に通知するとともに理事長に当選者名簿を送付する。理事長はこれを学会誌に公告する。

第17条 評議員に欠員を生じたときは、理事長は当該支部の推薦により、理事会の議を経て、評議員を補充することができる。

2. 前項の規定によって、評議員を補充したときは、理事長は速やかにこれを学会誌に公告する。

第18条 評議員の選任に関して疑義を生じた場合は、当該支部の選挙管理委員会がこれを処理する。

第6章 理事の互選

第19条 理事の選挙は、評議員選挙の当選者が決定した後、次の理事会開催までに行う。

2. 選挙は無記名投票により行う。

第20条 選挙管理委員長は支部長とする。

第21条 投票は郵送による。

2. 支部長は投票締切日を決定し、あらかじめ評議員に通知しなければならない。

第22条 開票は、支部長が2人の開票立会人とともに行う。

2. 開票立会人は、評議員の中から支部長が指名する。

第23条 投票の有効無効並びに当選者の決定に関しては、評議員選挙の諸規定を準用する。

第24条 理事の選挙において、それぞれ得票数が同数の次点者があるときは、次点者を繰り上げて補充する場合の順位を支部長と開票立会人が抽選によって決定し、理事会の承認を受ける。

第7章 理事長、会長等の推薦

第25条 理事長・常務理事・会長・前年度会長・次年度会長をもって理事長、会長等推薦委員会（以下、推薦委員会）を組織する。

第26条 推薦委員会は理事長が招集する。

第27条 推薦委員会は理事長、会長、監事の推薦案を協議し、各役員会に提議する。

補 則

第28条 この施行細則は、理事会及び評議員会各々の議決を経なければ、変更できない。

附 則

1. この細則は、昭和63年6月4日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成12年4月20日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成13年4月22日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成17年5月14日から施行する。

日本結核病学会名誉会員並びに功労会員推薦内規

1. 支部は名誉会員候補および功労会員候補を理事長に推薦できる。
2. 理事長は、推薦された候補者について理事会、評議員会の議を経て推挙する。
3. 功労会員は、次の4項目のいずれかを満たし、年齢65歳以上の者を基準とする。
 - (1) 会長経験者
 - (2) 本学会の理事もしくは監事併せて2期（通算4年）以上
 - (3) 各種委員会の委員を異なる期間において3期（通算6年）以上

- (4) 評議員12年以上
4. 名誉会員は、次の3項目中2つを満たし、年齢70歳以上の者を基準とする。
 - (1) 会長経験者
 - (2) 本学会の理事もしくは監事併せて3期以上
 - (3) 評議員15年以上

附 則

この内規は、平成11年4月17日より施行する。

日本結核病学会各種委員会規程

編集委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、編集委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は会誌の編集に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は委員20名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員長は数名の委員をもって小委員会を構成し、編集実務に当たらせることができる。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

学会賞選考委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、学会賞選考委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は今村賞および研究奨励賞の選考に関する業務を行う。選考の基準等は別に定める学会賞に関する申し合わせによる。
- 第3条** 委員会は会長、理事長を含む10名をもって構成し、委員は理事会の推せんにより、理事長が委嘱し、委員長には会長が当たる。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

附 則

この規程は平成11年4月17日より施行する。

プログラム委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、プログラム委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は総会プログラムの編成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は委員10名をもって構成し、うち5名は理事会の推せんにより、他は当該会長が選び、理事長が委嘱する。
委員長には会長が当たり、委員会は当該総会ごとにおく。
- 第4条** 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

日本結核病学会プログラム委員会細則

1. プログラム委員会は当該総会ごとにおくものとする。
2. プログラム委員会は特別講演、シンポジウムの演題及び演者の選考並びに一般演題の採否の審査、発表形式の決定等に関して会長を補佐するものとする。
3. プログラム委員会の委員は10名とし、うち5名は理事会の推せんにより、他の5名は当該会長が選び理事長が委嘱する。
4. プログラム委員会は当該会長が主宰するものとする。

附 則

この細則は昭和46年4月5日から施行する。

治療委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、治療委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核の治療についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は委員10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
 3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

社会保険委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、社会保険委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、本会に関連する社会保険関係諸事項につき審議する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和50年4月4日より施行する。
2. この規程施行の際、現に委員である者は、理事会において新委員が就任するまで、その業務を行うものとする。

用語委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、用語委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学に関連する医学用語に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

1. この規程は昭和51年6月22日より施行する。
2. 第2条は昭和59年9月28日改正。

教育委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、教育委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核病学の教育についての諸事項の審議諸案の作成に関する業務を行う。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は昭和53年4月3日より施行する。

予防委員会規程

第1条 本会に会則第11章にもとづき、予防委員会（以下委員会）をおく。

第2条 委員会は理事長の諮問に応じ、結核予防に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は昭和55年4月7日より施行する。

非結核性抗酸菌症対策委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、非定型抗酸菌症対策委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、非定型抗酸菌症についての諸事項の審議、諸案の作成に関する業務を行う。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理するものとする。

附 則

この規程は平成3年4月22日より施行する。

附 則（平成15年8月27日改正）

非定型抗酸菌症対策委員会を非結核性抗酸菌症対策委員会と改名する。

抗酸菌検査法検討委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、抗酸菌検査法検討委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、抗酸菌検査法に関する諸事項を審議し、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成8年9月20日より施行する。

附 則（平成10年4月15日改正）

薬剤耐性検査検討委員会を抗酸菌検査法検討委員会と改名する。

将来計画委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、将来計画委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、本学会の将来計画に関する諸事項を審議する。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成10年4月18日より施行する。

保健・看護委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、保健・看護委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、結核医療の保健・看護に関する諸事項の審議、諸案を作成する。
- 第3条** 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。
委員の任期は2年とする。
- 第4条** 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。
2. 委員長は会議を司宰する。
3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第5条** 委員会は委員長が招集する。
- 第6条** 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事を審議し議決することができない。
- 第7条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 第8条** 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。
- 第9条** 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

- この規程は平成12年4月20日から施行する。
- 第3条の委員の任期については、この規程を施行するにあたり平成15年4月開催予定の総会終了日までとする。

国際交流委員会規程

- 第1条** 本会に会則第11章にもとづき、国際交流委員会（以下委員会）をおく。
- 第2条** 委員会は理事長の諮問に応じ、国際交流に関する諸事項の審議、諸案を作成する。

第3条 委員会は10名以内をもって構成し、委員は理事会にはかり、理事長が委嘱する。

委員の任期は2年とする。

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、副委員長は委員の互選による。

2. 委員長は会議を司宰する。

3. 委員長事故のときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集する。

第6条 委員会は委員の二分の一以上が出席しなければ、議事

を審議し議決することができない。

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

第8条 委員会には必要に応じ、専門事項について委員長推薦委員をおき、理事長が委嘱する。

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は平成13年4月22日から施行する。